

OECD:BEPS 行動計画の第一次提言

行動計画 5 有害な税制上の慣行への対応

16 October 2014

In brief

2014年9月16日、OECDはBase Erosion and Profit Shifting (BEPS)に関する行動計画の第一次提言を発表し、有害な税制上の慣行への対応 (BEPS 行動計画 5)に係る報告書が発表されました。

1998年にOECDから「有害な税の競争」報告書(1998年レポート)が発表されており、それから15年以上も経過していますが、1998年レポートで懸念事項とされた、いわゆる底辺への競争(race to the bottom)の問題は形を変えて現在でも存在しているといわれており、その事実はこの問題がBEPS報告書およびBEPS行動計画で取り上げられている理由の一つにもなっています。

第一次提言における行動計画5に関する報告書は、OECD加盟国の優遇税制に関するレビューに係るものであり、知的財産に係る税制における実質的活動要件を定義するための方法の精緻化、優遇税制に係るルーリングの自発的情報交換を義務化することによる透明性の向上、OECD加盟国およびアソシエイトメンバー国の税制のレビューに係るプログ्रेसレポートの提供の3つの論点について報告が行われています。

In detail

1. 行動計画5:有害な税制上の慣行への対応に係る報告書の発表

BEPSの取り組みのほとんどは納税者の姿勢や行動に向けたものですが、この有害な税制上の慣行への対応に係る取り組みは国家の行動様式に焦点を当てたものです。

1998年のOECDによる「有害な税の競争」の報告書が発表された時点においては、各国の囲い込み的な優遇税制(ring-fenced tax regime)が有害税制の主流を占めていましたが、近年では、金融取引や無形資産といったものから生ずる特有の所得に対して広範に優遇税率(パテントボックス税制等)を用意するような税制が有害税制の代表例となってきているとOECDは認識しており、これがBEPSプロジェクトにおいてこの領域の検討を再度行うこととした理由にもなっています。

BEPS行動計画における行動計画5の取り組みについては、3段階のアプローチを取ることとしており、各段階ごとに次のような報告書が発表されることとされています。これは、まず第1には、OECD加盟国の優遇税制に関するレビュー、第2にOECD非加盟国の優遇税制に関するレビューとこれら非加盟国の参加を拡大するための方法の策定、第3に現在の有害税制の対処に係る既存のフレームワークの修正と追加に係る検討となっています。今回の報告書はその第1ステージのOECD加盟国の優遇税制に関するレビューに係るものであり、次の3つの主要な論点を提起しています。

- 知的財産に係る税制における実質的活動要件を定義するための方法の精緻化
- 優遇税制に係るルーリングの自発的情報交換を義務化することによる透明性の向上
- OECD加盟国およびアソシエイトメンバー国の税制のレビューに係るプログ्रेसレポートの提供

2. 実質的活動要件(substantial activity requirement)

BEPS行動計画における取り組みにおいて提起されるものの大部分は、一つの課題に対して行われる違った角度からの分析であり、これは取引の実体(substance)を税制上どう見るか、すなわち取引に関係する人々がどこにいるか、重要な人々の機能に係る活動がどこで行われるかを決定づけるという点に焦点が当てられているといえます。ここでいう実質的活動(substantial activity)も、同様に、有害税制に係る本報告書における試金石と位置付けられています。とはいうものの、実質的活動の場所を特定することは主観的判断によることが避けられず、客観的な基準を設けることは難しいことも事実です。

本報告書は足の速い所得(mobile income)に対して適用される税制、すなわち、これらが資本の存在する場所およびサービス提供地を潜在的に歪め、他の国家の課税ベースを不当に浸食する可能性がある点についての懸念についても触れています。これは無形資産に関する移転価格税制に係る行動やデジタルエコノミーに係る行動とオーバーラップする部分があります。

3. 優遇税制に係るルーリングに関する自発的情報交換の義務化を通じた透明性の向上

優遇税制に係るルーリングに関する自発的情報交換の義務化を通じた透明性の向上については、この要件は透明性を確保すると同時に確実性と予見可能性を高めるという命題に向けたものです。ここでいう義務的(compulsory)の意味については、ある一定の要件が満たされた場合には自発的情報交換を義務とするというような意味であり、より具体的には、現在行われている二国間の要請に基づく情報交換から二国間の自動的な情報交換に移行していくべきであるということの意味をしています。

OECDの提案しているフレームワークにおいては、優遇税制についての納税者固有のルーリングに関してのみ自発的情報交換を求めており、現在のところは、ある一定の納税者グループやある一定の状況や活動に対して適用される一般的なルーリングについての自発的情報交換までは求めていません。

4. OECD加盟国およびアソシエイトメンバー国の税制に関するレビュー

OECD加盟国の税制に関する現在のレビューは2010年にスタートしており、アソシエイトメンバー国の税制に関するレビューは2013年の終盤からスタートしています。このうちレビューの対象となっている税制のうち30の税制については最終結論または一定の結論が本中間報告書に示されています。我が国税制については、国際戦略総合特区に係る税制、研究開発税制がレビューの対象となっていますが、いずれも有害ではないとの結論が示されています。

BEPS行動計画の第一次提言の行動計画5については、以下OECDのホームページをご参照ください。

OECD/G20 Base Erosion and Profit Shifting Project 2014 Deliverables Action 5: Countering Harmful Tax Practices More Effectively, Taking into Account Transparency and Substance (http://www.oecd-ilibrary.org/taxation/countering-harmful-tax-practices-more-effectively-taking-into-account-transparency-and-substance_9789264218970-en)

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

税理士法人プライスウォーターハウスクーパース

〒100-6015 東京都千代田区霞が関3丁目2番5号 霞が関ビル15階

電話：03-5251-2400(代表)

www.pwc.com/jp/tax

パートナー

高野 公人

03-5251-2698

kimihito.k.takano@jp.pwc.com

顧問

岡田 至康

03-5251-2670

yoshiyasu.okadas@jp.pwc.com

シニア マネージャー

村岡 欣潤

03-5251-2495

kinjun.k.muraoka@jp.pwc.com

税理士法人プライスウォーターハウスクーパースは、PwCのメンバーファームです。公認会計士、税理士など約500人を有する日本最大級のタックスアドバイザーとして、法人・個人の申告をはじめ、金融・不動産関連、移転価格、M&A、事業再編、国際税務、連結納税制度など幅広い分野において税務コンサルティングを提供しています。

PwCは、世界157カ国におよぶグローバルネットワークに195,000人以上のスタッフを有し、高品質な監査、税務、アドバイザーサービスの提供を通じて、企業・団体や個人の価値創造を支援しています。詳細はwww.pwc.comをご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2014 税理士法人プライスウォーターハウスクーパース 無断複写・転載を禁じます。

PwCとはメンバーファームである税理士法人プライスウォーターハウスクーパース、またはPwCのネットワークを指しています。各メンバーファームは、別組織となっています。詳細はwww.pwc.com/structureをご覧ください。